

アカウント発行に係る ユーザ登録申請について

- 「新規ユーザ登録申請」のご利用方法をご案内しております。

利用者（報告機関）のG-MISアカウント申請方法

- 令和5年11月以降、報告機関のアカウント申請方法は、G-MISの「新規ユーザ登録申請」を使って申請する方法となります。
- 申請方法には、「利用者自らが申請」する場合と「都道府県が代理で申請」する場合がございます。

	アカウント発行の流れ	注意事項
(原則) 利用者自らが申請	<p>①申請</p> <p>②承認</p> <p>③発行</p> <p>事前確認メール、及び、G-MIS利用案内メール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ①の操作では、申請が完了した旨のメールが病院等・薬局に自動配信されますが、アカウント発行が完了したメールではないのでご注意ください。 ● 「②承認」から「③発行」までは通常1～2週間かかりますが、申請が集中した場合、発行までの期間が大幅に延びる可能性があります。 ● <u>申請数が少ない場合でもご希望の発行時期にアカウント発行ができない可能性がありますので、余裕を持って申請をお願いします。</u>
都道府県が代理で申請	<p>①申請（代理）</p> <p>②発行</p> <p>事前確認メール、及び、G-MIS利用案内メール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院等・薬局へは、「事前確認メール」及び「G-MIS利用案内メール」が配信されます。

新規ユーザ登録申請が必要となる報告機関

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告では、原則としてG-MISアカウントを取得いただきG-MISを利用した報告を行うこととしております。ただし、インターネットを利用出来ない等の事情がある場合に限り、紙での報告を行うこととしております。
- G-MISを利用した報告を実施予定で、G-MISアカウント未取得の病院等及び薬局におかれましては、G-MISのアカウントの取得が必要となります。**以下に示す報告機関に該当する場合、新規ユーザ登録申請が必要**となります。

■ G-MISを利用して医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告を行う予定の機関で、**アカウント発行が行われていない機関**

▶ 以下の理由等でアカウント発行ができなかった報告機関を含みます。

例1：令和5年4月～6月の申請時、メールアドレスの記載誤りでG-MIS新規ユーザ登録ができなかった機関

例2：アカウント発行申請後、**G-MIS利用案内メール到達前に担当者の異動等で申請時のメールアドレスが変更となった機関**※1 等

※1 アカウント発行申請後、G-MIS利用案内メール到達前に担当者異動等でメールアドレスが変更となる場合には、以下の2つの場合が想定されます。

- ① 申請時のメールアドレスが「無効」となっており、G-MIS利用案内メールが**送信エラー**となる場合
 - ② 申請時のメールアドレスは「有効」であり、G-MIS利用案内メールは受信したが、そのメールの閲覧権限を持つ方がおらず、メールが**閲覧できない場合**
- ・①の場合の対応：再度「**新規ユーザ登録申請**」をしていただき、**新しいメールアドレスでのアカウント発行が必要**となります。
- ・②の場合の対応：「**新規ユーザ登録申請**」を行っても、新しいアカウントが発行できませんので、**都道府県の窓口**に**報告機関名、機関コード**（機関コードが分からない場合は、都道府県でお調べします。）、**変更前メールアドレス、変更後メールアドレス**をご連絡いただきますようお願いいたします。

■ G-MISを利用して医療機能情報提供制度の報告を行う予定の機関で、**既にアカウントを保有しているが、医療機能情報提供制度の報告権限が付与されていない**ため、G-MISホーム画面の「医療機能情報提供制度ボタン」押下時に権限が存在しない旨のメッセージが表示される状態の機関

①利用者自らが申請する場合の流れ (1/5)

- 令和5年11月以降のG-MISの「新規ユーザ登録申請」は、以下のURL、または、右記の二次元バーコードから申請可能です。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

- 本画面へのリンクについては、厚生労働省の医療機能情報提供制度ホームページ、及び、薬局機能情報提供制度ホームページに掲載中です。
- また、厚生労働省のホームページからは、新規ユーザ登録申請のG-MIS操作マニュアル、及び、よくある質問をまとめた「Q&A」についても入手可能となっていますので、ご利用ください。



新規ユーザ登録申請URL



新規ユーザ登録申請

1-1. 厚生労働省（医療機能）ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

厚生労働省（医療機能）

- ・(G-MIS)新規ユーザ登録申請ページはこちら
- ・G-MIS操作マニュアル、新規ユーザ登録申請 [2.5MB]
- ・お問い合わせ先

1-2. 厚生労働省（薬局機能）ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html

厚生労働省（薬局機能）

- ・(G-MIS)新規ユーザ登録申請ページはこちら
- ・G-MIS操作マニュアル、新規ユーザ登録申請 [2.5MB]
- ・お問い合わせ先

操作マニュアルとよくある質問はこちらから入手可能です

①利用者自らが申請する場合の流れ (2/5)

○ 利用者自らが申請する場合は、以下の流れとなります。

① 申請



病院等・薬局

① 厚生労働省ホームページ、または、URL (<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>) のダイレクト入力により、「新規ユーザ登録申請」画面を表示する。

② メールアドレスを入力し、「私はロボットではありません。」にチェックを入れて、「確認」ボタンを押す。

③ 入力したメールアドレスが正しいことを確認し、「認証メールを送信する」をクリックする。

④ 厚生労働省G-MIS事務局 (info@g-mis.net) より認証コードがメールで連絡される。

⑤ メールに記載される「認証コード」を画面から入力し、「認証」をクリックする。

次頁へつづく

①利用者自らが申請する場合の流れ (3/5)

↓ 前頁よりつづき

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム

機関情報

機関名 ※機関名が不明ではなく、正確な名称を入力してください。

機関コード ※都道府県からの指定がなく、機関コードを指定しない場合は、入力しないでください。入力する場合は、機関コードを正確に入力してください。

機関区分

機関別機関区分

館舎番号 ※入力してください。

館舎区分 ※入力してください。

館舎〒番号 ※館舎番号のハイフンなしで入力してください。〒番号を省略する場合は、省略記号を省略し、〒番号を入力してください。

メールアドレス

↓

利用規約、プライバシーポリシー確認画面

↓

入力内容確認画面

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

G-MIS新規ユーザ登録申請フォーム

申請完了

機関ユーザ登録申請が完了しました。

申請番号：APF-00001750

入力したメールアドレス宛に完了通知メールをお送りしております。
※通知メールによる承認後、令和4年11月以降に、G-MISユーザ発行の案内メールを送付します。
※下：登録された申請内容になります。

なお、ご入力された申請内容は、完了通知メールではお送りしません。
今後の申請に対する問い合わせが必要になった際、詳細内容の確認に必要となりますので、必ず以下の「申請内容ダウンロード」ボタンをクリックし、PDFファイルをお保存してください。

⑩ 申請内容ダウンロード

ファイルの保存完了後、このページを終了するには、ブラウザのウィンドウを閉じてください。

機関情報

機関名	機関コード
サンプル病院	1234567890
館舎〒番号	メールアドレス
00012345678	xxx@example.com

ユーザ登録申請完了メール
(イメージ)



⑥ 「新規ユーザ登録申請」フォームから必要事項を入力する。
(機関名、機関コード、機関区分、機関判別区分、電話番号、保険機関コード、郵便番号、都道府県、市区町村、町名・番地、建物名、担当部署、担当者(姓)、担当者(名)、担当部署電話番号、メールアドレス)

⑦ 利用規約およびプライバシーポリシーを確認し、チェックボックスにチェックを入れて、「確認」をクリックする。

⑧ 入力内容確認画面が表示されるので、「申請する」をクリックする。

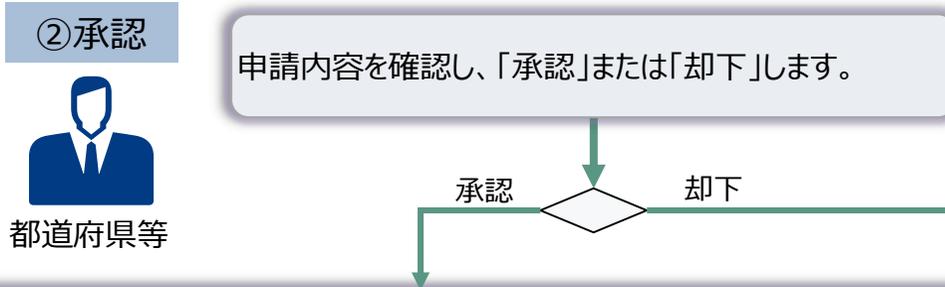
⑨ 申請確認完了画面が表示されるので、「申請内容をダウンロードする」をクリックし、**ダウンロードファイルを必ず保管する。**

⑩ 申請が完了すると、申請が完了したことを通知する「ユーザ登録申請完了メール」が厚生労働省G-MIS事務局 (info@g-mis.net) より送信される。

※ 「ユーザ登録申請完了メール」は、申請が完了したことをお知らせするメールです。アカウントが発行されるまでしばらくお待ちいただくようお願いいたします。

①利用者自らが申請する場合の流れ (4/5)

- 申請が完了すると、都道府県での承認が実施されます。
- 申請内容により、都道府県から「却下」される場合がありますので、ご注意ください。



G-MIS事務局でアカウント発行されます。
アカウント発行までには通常1～2週間かかりますが、申請が集中した場合、発行までの期間が大幅に延びる可能性があります。
申請数が少ない場合でもご希望の発行時期にアカウント発行ができない可能性がありますので、余裕を持って申請をお願いします。

**通常はP7のとおり発行についてG-MIS事務局からメール通知されますが、
アカウント申請時点で既に医療機能情報提供制度の報告が行える権限をもつアカウントを保有している場合（※）は、アカウントは新規発行されず、G-MIS事務局からメール通知されません。**
(この機関に該当する場合は県から都度個別にご連絡します。)

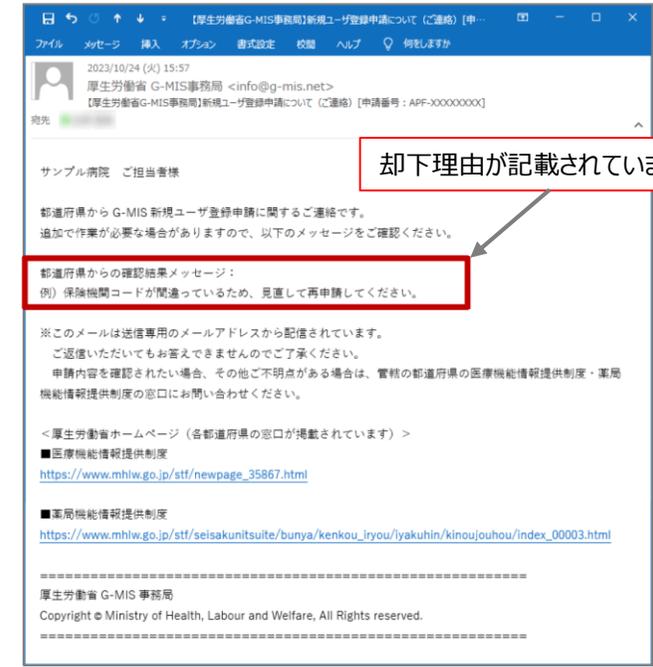
(※) 報告権限をもつアカウントでログインした場合、G-MISホームページの「医療機能情報提供制度」ボタンを押下すると、実際の報告画面（各種報告ボタン）が表示されます。

▼【報告権限有りの場合】「医療機能情報提供制度」ボタン押下後の画面



却下をお知らせするメールが配信されます。
却下理由が記載されていますので、ご確認いただき、必要に応じて、新規ユーザ登録の再申請を行ってください。

却下メール (イメージ)



却下理由が記載されています

①利用者自らが申請する場合の流れ (5/5)

○ 都道府県での承認後、通常1～2週間程度でG-MISのアカウントが発行されます。

③発行



厚生労働省
G-MIS事務局

- G-MIS事務局で申請情報の確認手続きが行われると、G-MIS事務局から「①事前確認メール」が配信されます。
- メール①が正常に配信されれば、翌営業日以降、G-MIS事務局から「②G-MIS利用案内メール」が配信されます。「②G-MIS利用案内メール」の案内に沿って、メール記載のURLから「パスワード設定」を行うと、ログイン完了となります。

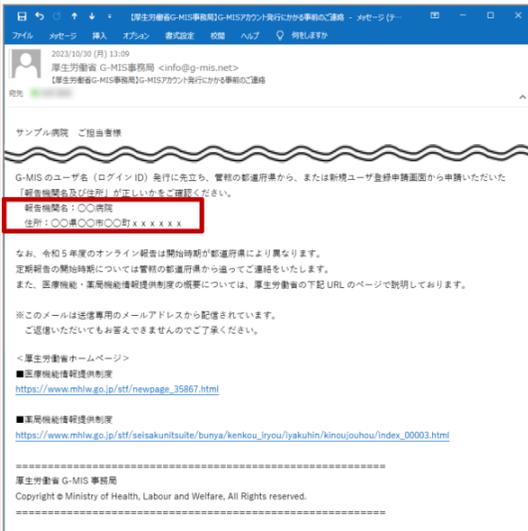
※コロナ関連業務等で既にG-MISアカウントを保有している機関で、「申請を受けて新たに医療機能情報提供制度の報告権限が付与された場合」は、G-MIS事務局から「③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール」が配信されます。

ただし、「申請時点で既に医療機能情報提供制度の報告が行える権限をもつアカウントを保有していた場合」は、**G-MIS事務局からメール通知されません**（この機関に該当する場合は県から都度個別にご連絡します）。

- ▶ メール③受信後 または 都道府県から連絡あり次第、G-MISログイン画面 (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>) にアクセスし、既存アカウントのユーザ名（ログインID）でログインいただき、G-MISホーム画面上の「医療機能情報提供制度」ボタン押下後に**正常遷移（各種報告ボタンが表示されるページ（P6参照）に遷移）するかご確認願います。**（報告権限が無い場合は、その旨表示されます。）

①事前確認メール（イメージ）

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡
送信元：G-MIS事務局<info@g-mis.net>

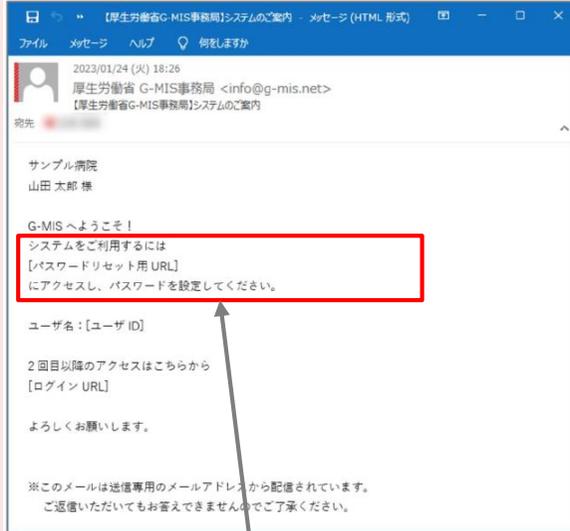


翌営業日
以降



②G-MIS利用案内メール（イメージ）

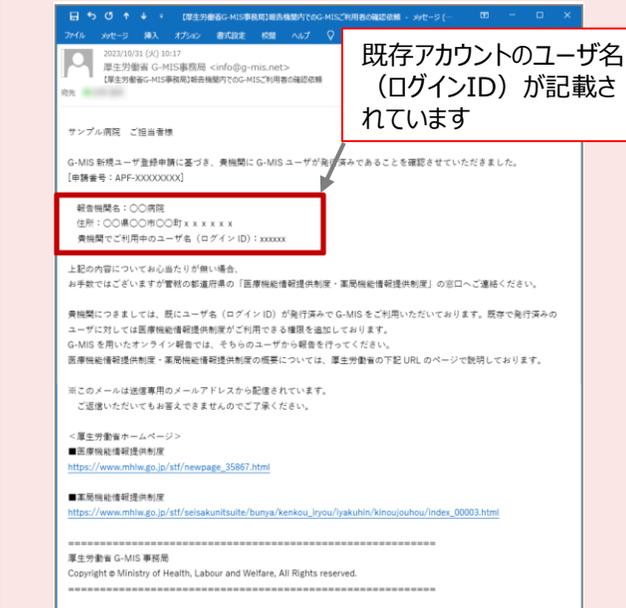
件名：【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼
送信元：G-MIS事務局<info@g-mis.net>



このURLをクリックし、パスワード設定を行ってください。

③G-MIS利用案内既存のご利用者確認依頼メール（イメージ）

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】報告機関内でのG-MISご利用者の確認依頼
送信元：G-MIS事務局<info@g-mis.net>



既存アカウントのユーザ名
（ログインID）が記載
されています

②都道府県が代理で申請する場合の流れ

- 都道府県が代理で申請する場合には、申請は都道府県で行うため、G-MIS事務局よりメールが届くまでお待ちください。
- G-MIS利用案内メールを受信したら、「パスワード設定」を行い、ログインを完了してください。

③発行



厚生労働省
G-MIS事務局

- G-MIS事務局で申請情報の確認手続きが行われると、G-MIS事務局から「①事前確認メール」が配信されます。
- メール①が正常に配信されれば、翌営業日以降、G-MIS事務局から「②G-MIS利用案内メール」が配信されます。「②G-MIS利用案内メール」の案内に沿って、メール記載のURLから「パスワード設定」を行うと、ログイン完了となります。

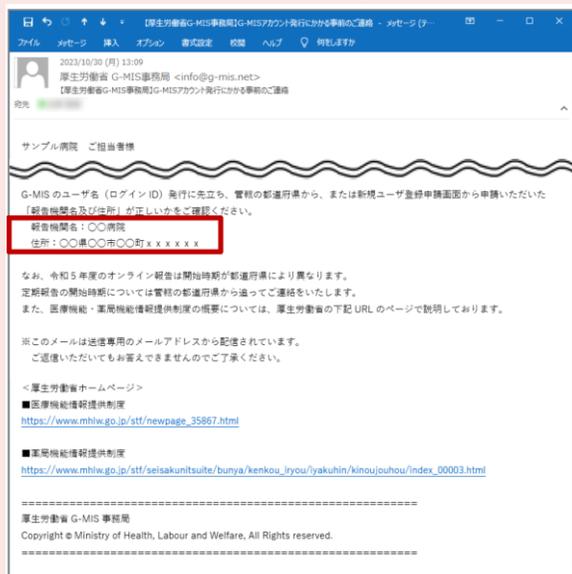
※コロナ関連業務等で既にG-MISアカウントを保有している機関については、

- ・「申請を受けて新たに医療機能情報提供制度の報告権限が付与された場合」であっても、
- ・「申請時点で既に医療機能情報提供制度の報告が行える権限をもつアカウントを保有していた場合」であっても、
G-MIS事務局からメール通知されません（上記機関に該当する場合は県から都度個別にご連絡します）。

- ▶ 報告権限付与・既存アカウントに報告権限有りの旨、都道府県から連絡があり次第、G-MISログイン画面（<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>）にアクセスし、既存アカウントのユーザ名（ログインID）でログインいただき、**G-MISホーム画面上の「医療機能情報提供制度」ボタン押下後に正常遷移（各種報告ボタンが表示されるページ（P6参照）に遷移）するかご確認願います。**（報告権限が無い場合は、その旨表示されます。）

①事前確認メール（イメージ）

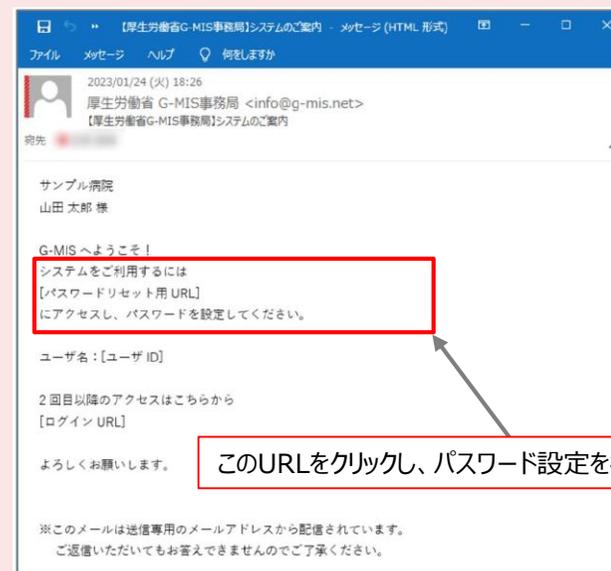
件名：【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡
送信元：G-MIS事務局<info@g-mis.net>



翌営業日
以降

②G-MIS利用案内メール（イメージ）

件名：【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼
送信元：G-MIS事務局<info@g-mis.net>



このURLをクリックし、パスワード設定を行ってください。